

住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業

事業プラン募集要領

Ver.2.0

令和5年4月

＜令和4年度・5年度申請受付期間＞

令和5年2月 28 日(火)から令和6年3月 29 日(金)17 時まで

※ 事業期間中、年度毎に申請受付期間を設けています。

(お問い合わせ先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NS ビル 10 階

TEL:03-5990-5269

ホームページ: <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/initial-cost0-zokyo>

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)

9時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分



東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

1	事業概要	1
1.1	背景及び目的	1
1.2	助成対象となる事業プラン	1
1.3	本事業の流れ	1
1.4	事業期間	2
2	事業プラン募集の要件	2
2.1	応募者の要件（事業プラン登録要綱第3条参照）	2
2.2	事業プランの要件（事業プラン登録要綱第4条参照）	2
3	応募手続き	3
3.1	事業プランの登録申請・受理・決定（事業プラン登録要綱第5条及び第6条参照）	3
3.2	書類提出方法	4
3.3	プラン登録事業者の責務（事業プラン登録要綱第7条参照）	5
4	その他必要に応じた手続き等	5
4.1	登録決定の取消し（事業プラン登録要綱第8条参照）	5
4.2	事業プランの変更（事業プラン登録要綱第9条参照）	5
4.3	事業者情報の変更に伴う届出（事業プラン登録要綱第10条参照）	6
4.4	事業者の変更に伴う届出（事業プラン登録要綱第11条参照）	6
4.5	登録プランの取下げ（事業プラン登録要綱第12条参照）	6
4.6	指導・助言（事業プラン登録要綱第13条参照）	6
4.7	個人情報等の取扱い（事業プラン登録要綱第14条参照）	6
4.8	その他（事業プラン登録要綱第15条参照）	6
	<各種申請書類について>	7

改定履歴

Ver	更新年月	当該箇所	改定内容
1.0	令和5年2月	—	初版発行
2.0	令和5年4月	全体・各箇所	・誤字脱字など軽微な修正
		各箇所	助成事業完了日の定義に「国補助金等の他の補助金額確定通知日」を追加
		3.1 事業プランの登録 申請・受理・決定	共同事業者に関する注意事項を追加 ＜登録するプランについて＞を追加
		各種申請書類について 別表1	No10「事業スキーム図」追加
		各種申請書類について 各別表	共同事業に関する補足を追加

1 事業概要

1.1 背景及び目的

東京都は、2030年カーボンハーフの達成に向け、再生可能エネルギーの導入促進の一環として、新築・既存住宅への太陽光発電システムや蓄電池システムの設置を強力に推進しています。

そのため、太陽光発電システム及び蓄電池システム（以下「太陽光発電システム等」という。）の導入に係る都民の負担を軽減するため、初期費用ゼロで太陽光発電システム等を設置するサービスへの助成事業（「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業（以下「本事業」という。）」）を開始します。

このたび、本事業の開始にあたり、助成対象となる「事業プラン」の募集を行います。本事業プラン募集要領は、住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 事業プラン登録要綱（以下「登録要綱」という。）の補足をなすものです。

1.2 助成対象となる事業プラン

リース・電力販売・屋根借り・自己所有モデル等、初期費用ゼロで太陽光発電システム等を設置するサービスを提供する事業者に対して助成した設置費用の一部を、サービス利用料の低減等を通じて住宅所有者に還元し負担を軽減する事業プランが助成対象となります。

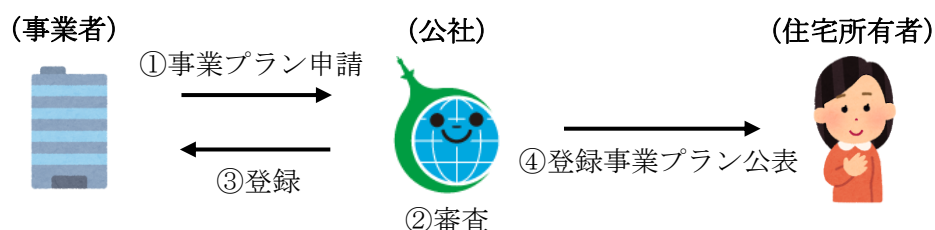
<初期費用ゼロで太陽光発電システム等を設置するサービスの例>

リース	電力販売	屋根借り	自己所有モデル
事業者は、太陽光発電システム等を住宅所有者にリースする。 住宅所有者は、発電された電気を利用する。	事業者は、発電された電気のうち、住宅所有者の自家消費分の電気を住宅所有者に販売し、余剰分を電力会社等に販売する。	事業者は、屋根の賃料を住宅所有者に支払い、発電された電気を電力会社に販売。	事業者は、発電された電気の売電権と引き換えに、太陽光発電システム等の所有権を住宅所有者に移転する。

1.3 本事業の流れ

ステップ1：事業プラン申請・登録

公益財団法人東京都環境公社（公社）が「事業プラン」を募集し、審査の結果、要件に合致した事業プランを登録します（応募された事業プランは順次審査・登録します。）。登録した事業プランは公社のホームページ等で公表します。

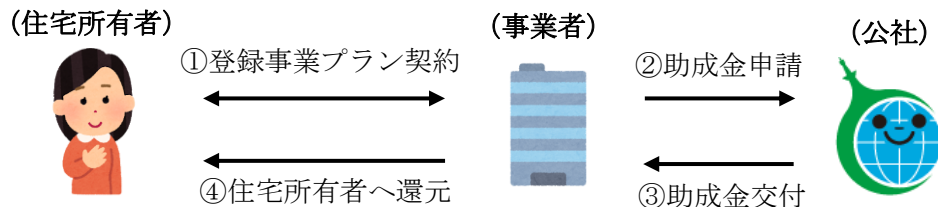


ステップ2：助成金交付申請

事業プラン登録後、登録された事業プランに係る契約を住宅所有者と締結してください。契約締結後、公社に対して助成金の交付申請を行うことができます。

助成金は事業者を支払われますが、サービス利用料の低減等を通じて住宅所有者への還元が必要です。

※プラン登録完了前に契約した案件については助成対象外となります。

**1.4 事業期間**

令和4年度～令和9年度（助成金の交付は令和11年度まで）

2 事業プラン募集の要件**2.1 応募者の要件（事業プラン登録要綱第3条参照）**

以下に該当する場合、応募することができません。

- ・暴力団
- ・暴力団員等
- ・法人の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- ・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でその復権を得ないもの
- ・税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

2.2 事業プランの要件（事業プラン登録要綱第4条参照）

登録に必要な事業プランの要件は以下のとおりです。

- ① 太陽光発電システム等の設置に係る経費のうち、設備費（太陽光発電システム等の設備の購入等に要する経費）について、住宅所有者が負担する初期費用が不要なサービスであること（工事費のみ住宅所有者が負担する事業プランは初期費用ゼロに含む）。なお、住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第五号から第八号までのいずれにも該当しない太陽光発電システム等の販売（割賦販売を含む。）に係るものを除く。
- ② 設置される太陽光発電システム等が、停電時においても電気供給を継続する機能を有していること。
- ③ 太陽光発電システム等が故障した場合、事業者又は機器製造者による速やかな交換又は修理が行われるサービスが、契約期間中、付帯していること。
- ④ 交付される助成金総額が、住宅所有者の契約した登録事業プランの契約期間内のサービス利用料金等の合計額から控除されている（屋根借りの場合は、助成金総額が契約

期間内の屋根の使用料の合計額に加算されている。)、又は住宅所有者に還元されるものであること。

- ⑤ 太陽光発電システム等又は当該設備の取付工事が原因で生じた身体障害又は財物損壊に起因する賠償責任補償が付加されていること。
- ⑥ 設置施工の安全性確保について、対象機器が立地上又は構造上危険がないことを確認すること。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
- ⑦ 周辺環境への配慮に係る関係ガイドラインの遵守について、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める日常生活の騒音・振動の基準を遵守すること。
- ⑧ 太陽光発電システムが次の要件を全て満たしていること。
 - ・太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）の IEC61215-1:2016 制度に加盟する認証機関による太陽光モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。
 - ・未使用品であること。
- ⑨ 蓄電池を設置する場合は、設置する蓄電池が次の要件を全て満たしていること。
 - ・定置用（据え付け工事を行い、建物の壁や床などへ固定されるもの。いわゆるポータブル蓄電池は不可です。）であること。
 - ・未使用品であること。
 - ・国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
- ⑩ 住宅所有者との契約について、契約期間が10年以上であること。
- ⑪ 太陽光発電システムから得られる環境価値について、住宅所有者から譲渡を受ける事業プランにおいては、譲渡を受けた環境価値については、都内で活用するものであること。ただし、固定価格買取制度の活用は可とする。

3 応募手続き

3.1 事業プランの登録申請・受理・決定（事業プラン登録要綱第5条及び第6条参照）

事業プランの登録を申請する事業者（以下「プラン申請事業者」という。）は、公社が別に定める期間内（表紙をご覧ください。）に、事業プラン登録申請書（プラン様式1）その他の別表1に掲げる書類を公社に提出してください。

公社は、事業プラン登録申請書の提出を受けた後、順次審査を行い、登録の可否を決定します。

事業プランの登録を決定した場合、事業プラン登録決定通知書（プラン様式6）により、その旨をプラン申請事業者に通知するとともに、登録したプランを公社のホームページに掲載します。事業プランの登録を行わない決定をした場合、事業プラン登録非承認通知書（プラン様式7）により、その旨を事業プラン申請事業者に通知します。

<注意事項等>

- (1) 事業プランが複数の事業者により共同で実施するプラン（共同事業プラン）である場合は、当該共同事業プランの関係者を共同事業者として、共同で申請してください。

<共同事業者の例>

- ・ 転リース契約、リースバック契約等におけるリース契約関係者
 - ・ 初期費用ゼロサービス料の代行回収者
 - ・ プラン申請事業者以外が設備の設置に係る経費を負担する場合の経費負担者（住宅所有者が工事費を負担する場合は除きます。）
 - ・ 住宅所有者との初期費用ゼロサービス契約が複数者間となる場合の契約関係者
 - ※ 1 単に設備の購入先となる事業者、施工者となる事業者は除きます。
 - ※ 2 例以外の事例につきましては、その都度確認の上、判断いたします。疑問点等につきましては、ホームページに掲載している質問票によりご質問ください。
- (2) 応募いただいた事業プランから順次審査を行い、要件を満たすことが確認できたプランから順次登録します。
- (3) 予算残高により、募集を締め切る場合があります。
- (4) 登録した事業プランについては、様式2及び様式3の記載事項を公表します。
- (5) 公社が受付した申請書類に不備がある場合において、プラン申請事業者が公社が修正を求めた日の翌日から起算して3か月以内にプラン申請事業者が当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなし、提出済みの書類を破棄します。

<登録するプランについて>

- (1) 登録いただく事業プラン数に制限はありません。
- (2) サービス内容が同一のプランにおいても、提携する施工者等により約款やプラン名称が異なる場合は、別々に申請してください。
- (3) サービス内容が同一のプランにおいても、助成金の還元方法が異なる場合は、プランの違いが区別できるよう、プラン名称を変えて別々に申請してください。
- (4) 約款が同じであれば、太陽光発電システムを設置するプラン、太陽光発電システムと蓄電池を併せて設置するプランを同一のプランで申請することが可能です。

3.2 書類提出方法

原則、電子メールで書類を提出してください。また、以下の注意事項を遵守してください。

- ・ データは PDF 形式とし、様式については必ず Excel データも格納してください。
- ・ データは様式・添付資料の名称や番号等が必ずわかるようにしてください。
- ・ 次の公社指定のメールアドレスに申請書類一式を添付の上、送信してください。
 - ※ メールの件名を「【初期ゼロ】事業プラン登録申請書提出」としてください。
 - ※ メールに添付可能なデータ容量は、概ね 10M バイトです。容量が大きくなる場合、メールを複数に分けてください。

提出用メールアドレス
cnt-shokizero-zokyo@tokyokankyo.jp

3.3 プラン登録事業者の責務（事業プラン登録要綱第7条参照）

プラン登録の決定に当たり、プラン登録承認の通知を受ける事業者（以下「プラン登録事業者」という。）は以下の責務を遵守してください。

- ・住宅所有者からの登録事業プランに関する問合せ等に誠実に対応すること。
- ・登録事業プランに関する苦情やトラブルに対し、誠実に対応すること。
- ・登録事業プランについて、自社のサービスが本事業の登録事業プランとして登録された旨を公表するとともに、標準価格及び当該登録事業プランを利用することにより利用料が低減される旨（屋根借りの場合は、屋根の使用料が加算される旨）を公表すること。
- ・太陽光発電システム等が設置される住宅所有者に対して、本助成金を申請すること及び契約金額は当該助成金額が控除されていること（屋根借りの場合は、当該助成金額が契約期間内の屋根の使用料合計に加算されていること）を説明すること。

4 その他必要に応じた手続き等

4.1 登録決定の取消し（事業プラン登録要綱第8条参照）

- （1）公社は、プラン登録事業者が次のいずれかに該当する場合は、登録決定の全部又は一部を取り消すことができます。
 - ・虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ・登録決定の内容又は目的に反したサービスを行ったとき。
 - ・本事業における都又は公社の指示に従わなかったとき。
 - ・登録決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - ・その他登録決定の内容、これに付した条件、その他法令又は実施要綱、登録要綱並びにその他公社が定める規定に違反したとき。
- （2）公社は、前項の取消しを行う場合には、あらかじめ都と協議します。
- （3）公社は、（1）の規定による取消しを行う場合は、速やかに当該プラン登録事業者に事業プラン登録決定取消通知書（プラン様式8）により通知します。

4.2 事業プランの変更（事業プラン登録要綱第9条参照）

- （1）プラン登録事業者は、登録した事業プランの変更を行う場合は、事前に、事業プラン登録内容変更申請書（プラン様式9）その他の別表2に掲げる書類を公社に提出してください（共同事業プランの場合、共同事業者と共同で申請してください。）。
- （2）公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、当該変更を承認します。
- （3）公社は、前項の承認を行うときは、事業プラン登録内容変更承認通知書（プラン様式10）により、その旨を当該プラン登録事業者に通知します。

※契約書のひな型の変更を含め事業プランの内容を変更する場合、事前に内容変更申請し、公社の承認後に変更してください。公社の承認前に変更後の内容にて契約した場合、登録されているプラン内容に該当しないため、助成対象外となります。

4.3 事業者情報の変更に伴う届出（事業プラン登録要綱第10条参照）

プラン登録事業者は、法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに、事業プラン登録事業者名称等変更届（プラン様式11）その他の別表3に掲げる書類を公社に提出してください（共同事業プランの場合、共同事業者と共同で届けてください。）。

4.4 事業者の変更に伴う届出（事業プラン登録要綱第11条参照）

法人の合併、分割等によって、プラン登録事業者に変更が生じた場合は、速やかに、事業プラン登録事業者変更届（プラン様式13）その他の別表4に掲げる書類を公社に提出してください（共同事業プランの場合、共同事業者と共同で届けてください。）。

※事業者の変更を行う場合、事前に公社にご相談ください。

4.5 登録プランの取下げ（事業プラン登録要綱第12条参照）

- （1）プラン登録事業者は、登録されたプランの取下げを行うときは、事業プラン登録取下申請書（プラン様式14）を公社に提出してください（共同事業プランの場合、共同事業者と共同で申請してください。）。
- （2）公社は、（1）の申請を受け、その内容が妥当であると認めるときは、事業プラン登録取下承認通知書（プラン様式15）により通知及び当該申請を承認するとともに、登録した当該登録プランを抹消します。

4.6 指導・助言（事業プラン登録要綱第13条参照）

公社は、本事業の適切な執行のため、プラン申請事業者及びプラン登録事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができます。

4.7 個人情報等の取扱い（事業プラン登録要綱第14条参照）

公社は、本事業の目的を達成するために、本事業の実施に関し知り得たプラン申請事業者及びプラン登録事業者に係る情報等を、必要な範囲内において、都に提供します。

4.8 その他（事業プラン登録要綱第15条参照）

- （1）要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定めます。
- （2）要綱から明確に判断できない事項等、要綱の解釈に疑義が生じた場合は、その都度公社が判断し、都と協議した上で対応方法を決定します。

<各種申請書類について>

応募時は別表 1 の書類を提出してください。登録後に変更がある場合は、変更内容に応じて別表 2 から別表 4 の書類を提出してください。

申請書類の様式は、公社のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/initial-cost0-zokyo/planrec>

別表 1 提出書類リスト（プラン登録申請時）

No.	提出書類	様式番号	備考
1	申請書類チェックリスト		
2	事業プラン登録申請書	プラン様式 1	
3	事業プランの内容	プラン様式 2	
4	料金比較表	プラン様式 3	・別途、月々の支払額及び契約期間内の支払総額が分かる資料を添付してください。 ・支払額が決まっているプランの場合は、原則、全ての料金体系について提出してください。 ・設置する設備の条件等により契約時に支払額を決定する場合は、想定の資料を提出してください。
5	誓約書	プラン様式 4	
6	口座登録届出書	プラン様式 5	・助成金の振込先口座（口座名義、口座番号）が確認できる資料（通帳等の写し）を添付してください。 ・プランの追加登録時において、登録済みの口座と変更がない場合は提出不要です。
7	会社の登記簿謄本の写し		・現在事項全部証明書 ・発行から 3 カ月以内のもの。 ・プランの追加登録時は提出不要です。
8	事業プランに係る住宅所有者との契約書のひな型		・2.2 事業プランの要件を満たしていることが確認できるよう、別途交付要綱に定める誓約書を住宅所有者と契約時に取り交わしてください。
9	プランの概要資料		・リーフレット、HP、公表資料の写し等（新規事業等により提出できない場合は理由書を添付してください。）
10	事業スキーム図		・全ての事業者が確認できるようにしてください。
11	その他公社が必要と認める書類		

※ 1 共同で申請する場合、共同事業者の No 5、No 7 の書類も提出してください。

※ 2 共同事業に関係する契約書（転リース契約、リースバック契約等）を提出してください。

別表2 提出書類リスト（プラン内容変更時）

No.	提出書類	様式番号	備考
1	申請書類チェックリスト		
2	事業プラン登録内容変更申請書	プラン様式 9	
3	事業プランの内容	プラン様式 2	
4	料金比較表	プラン様式 3	・別途、月々の支払額及び契約期間内の支払総額が分かる資料を添付してください。 ・支払額が決まっているプランの場合は、原則、全ての料金体系について提出してください。 ・設置する設備の条件等により契約時に支払額を決定する場合は、想定 of 資料を提出してください。
5	事業プランに係る住宅所有者との契約書のひな型		・2.2事業プランの要件を満たしていることが確認できるよう、別途交付要綱に定める誓約書を住宅所有者と契約時に取り交わしてください。
6	プランの概要資料		・リーフレット、HP、公表資料の写し等（変更がある場合、添付してください。）
7	その他公社が必要と認める書類		

別表3 提出書類リスト（事業者名称等変更時）

No.	提出書類	様式番号	備考
1	申請書類チェックリスト		
2	事業プラン登録事業者名称等変更届	プラン様式 11	
3	プラン登録事業者の変更に伴う交付決定済み案件変更内容及び案件一覧	プラン様式 12	
4	事業プランの内容	プラン様式 2	・事業プランに関する問い合わせ先等（URL・電話番号等）が変更になる場合は提出してください。
5	口座登録届出書	プラン様式 5	・助成金の振込先口座（口座名義、口座番号）が確認できる資料（通帳等の写し）を添付してください。
6	会社の登記簿謄本の写し		・履歴事項全部証明書に限りません。 ・発行から3カ月以内のもの。
7	その他公社が必要と認める書類		

※共同事業者の変更の場合、No 1、No 2、No 6 の書類を提出してください（他、変更がある場合は必要に応じて当該書類を提出してください。）。

別表4 提出書類リスト（事業者変更時）

No.	提出書類	様式番号	備考
1	申請書類チェックリスト		
2	事業プラン登録事業者変更届	プラン様式 13	
3	プラン登録事業者の変更に伴う交付決定済み案件変更内容及び案件一覧	プラン様式 12	
4	事業プランの内容	プラン様式 2	
5	誓約書	プラン様式 4	・変更後の事業者について提出してください。
6	口座登録届出書	プラン様式 5	・助成金の振込先口座（口座名義、口座番号）が確認できる資料（通帳等の写し）を添付してください。
7	会社の登記簿謄本の写し		・履歴事項全部証明書に限ります ・発行から3カ月以内のもの。
8	事業プランに係る住宅所有者との契約書のひな型		・2.2 事業プランの要件を満たしていることが確認できるよう、別途交付要綱に定める誓約書を住宅所有者と契約時に取り交わしてください。
9	その他公社が必要と認める書類		

※共同事業者の変更の場合、No 1、No 2、No 5、No 7 の書類を提出してください（他、変更がある場合は必要に応じて当該書類を提出してください。）。

※プランの内容に変更がある場合は、別表2の資料も併せて提出してください。

**住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業
事業プラン募集要領**
Ver.2.0

□発行・編集 令和5年4月

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クールネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1
新宿 NSビル 10 階